

徳島県低入札価格調査制度実施要綱第3条第1号の規定に基づく
低入札価格調査基本価格等の算出に係る運用について

- 1 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作工事における運用
徳島県低入札価格調査制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1号の「共通仮設費」及び「現場管理費」は、土木工事標準積算基準書第IV編道路第7章橋梁工のうち工場製作の以下に該当するものとする。
 - (1) 「共通仮設費」は、「間接労務費」とする。
 - (2) 「現場管理費」は、「工場管理費」とする。
- 2 電気通信設備工事における運用
実施要綱第3条第1号の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は土木工事標準積算基準書第VII編電気通信設備の以下に該当するものとする。
 - (1) 一般工事
 - ① 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
 - ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
 - ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
 - ④ 「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。
ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。
 - (2) 鉄塔・反射板工事
 - ① 「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
 - ② 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
 - ③ 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。
ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。
- 3 機械設備工事（4を除く。）における運用
実施要綱第3条第1号の「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」は土木工事標準積算基準書第IX編機械設備の以下に該当するものとする。
 - (1) 「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
 - (2) 「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
 - (3) 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。
- 4 機械設備工事（機械設備点検・整備業務）における運用
実施要綱第3条第1号の「直接工事費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は土木工事標準積算基準書第IX編機械設備の以下に該当するものとする。
 - (1) 「直接工事費」は、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」の合計額とする。
 - (2) 「現場管理費」は、「現場管理費」、「点検整備間接費」の合計額とする。
 - (3) 「一般管理費等」は、「一般管理費等」、「技術調査費」の合計額とする。
- 5 準用
上記運用については、実施要綱第5条第2号イの失格基本価格及び「最低制限価格の設定等について」の3（1）イ及び3（2）ハの最低制限基本価格にも準用する。